



地方厚生(支)局医療課長 都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部)長 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)長

厚生労働省保険局医療課長 (公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官 (公印省略)

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 (令和6年3月5日付け保医発0305第4号)を下記のとおり改正し、令和6年12月1日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

- 1 別添1の第2章第3部第1節第1款D014 (30) の次に次を加える。
 - (31) 抗GM-CSF抗体は、自己免疫性肺胞蛋白症が疑われる患者に対して、イムノクロマト法により測定した場合に、区分番号「D014」自己抗体検査の「43」 抗GM1IgG抗体、抗GQ1bIgG抗体の所定点数2回分を合算した点数を準用し、「希少疾病等の検査に用いるものとして配慮が必要な体外診断用医薬品に係る技術料の設定方法」に基づく係数150/100を乗じ算定する。なお、診断時に1回に限り算定でき、経過観察時は算定できない。
- 2 別添1の第2章第3部第1節第1款D015(6)を次のとおり改める。
 - (6) 「18」のTARCは、以下のいずれかの場合に算定できる。 ア アトピー性皮膚炎の重症度評価の補助を目的として、血清中のTARC量

を測定する場合に、月1回を限度として算定できる。

- イ 薬剤性過敏症症候群が疑われる患者に対し、当該疾患の鑑別診断の補助を 目的として、血清中のTARC量を測定する場合に、一連の治療につき1回を 限度として算定できる。ただし、医学的な必要性から一連の治療につき2回以 上算定する場合においては、その詳細な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載 すること。
- ウ COVID-19 と診断された患者(呼吸不全管理を要する中等症以上の患者を除く。)の重症化リスクの判定補助を目的として、血清中のTARC量を測定する場合は、一連の治療につき1回を限度として算定できる。
- 3 別添1の第2章第13部第1節N005-2を次のとおり改める。
 - (1) ALK融合遺伝子標本作製は、ALK阻害剤の投与の適応を判断することを目的として、FISH法により遺伝子標本作製を行った場合に、当該薬剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。
 - (2) FGFR 2融合遺伝子標本作製は、治癒切除不能な胆道癌患者を対象として、FGFR阻害剤の投与の適応を判断することを目的として、FISH法 (Break-apart 法)により遺伝子標本作製を行った場合に、本区分のALK融合遺伝子標本作製を準用し、「希少疾病等の検査に用いるものとして配慮が必要な体外診断用医薬品に係る技術料の設定方法」に基づく係数 120/100 を乗じ算定する。なお、当該薬剤の投与方針の決定までの間に1回を限度とする。

(参考:新旧対照表)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和6年3月5日保医発0305第4号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改正前
別添 1	別添1
医科診療報酬点数表に関する事項	医科診療報酬点数表に関する事項
第1章 (略)	第1章 (略)
第2章 特揭診療料	第2章 特掲診療料
第1部~第2部 (略)	第1部~第2部 (略)
第3部 検査	第3部 検査
1~18 (略)	1~18 (略)
第1節 検体検査料	第1節 検体検査料
第1款 検体検査実施料	第1款 検体検査実施料
時間外緊急院内検査加算~D013 (略)	時間外緊急院内検査加算~D013 (略)
D014 自己抗体検査	D014 自己抗体検査
(1)~(30) (略)	(1) \sim (30) (略)
(31) 抗GM-CSF抗体は、自己免疫性肺胞蛋白症が疑われる	(新設)
患者に対して、イムノクロマト法により測定した場合に、区	
分番号「D014」自己抗体検査の「43」抗GM1IgG抗	
体、抗GQ1bIgG抗体の所定点数2回分を合算した点数	
を準用し、「希少疾病等の検査に用いるものとして配慮が必	
要な体外診断用医薬品に係る技術料の設定方法」に基づく係	
数 150/100 を乗じ算定する。なお、診断時に1回に限り算定	
でき、経過観察時は算定できない。	
D 0 1 5 血漿蛋白免疫学的検査	D015 血漿蛋白免疫学的検査

 $(1)\sim(5)$ (略)

- (6) 「18」のTARCは、以下のいずれかの場合に算定できる。
 - ア アトピー性皮膚炎の重症度評価の補助を目的として、血 清中のTARC量を測定する場合に、月1回を限度として 算定できる。
 - イ 薬剤性過敏症症候群が疑われる患者に対し、当該疾患の 鑑別診断の補助を目的として、血清中のTARC量を測定 する場合に、一連の治療につき1回を限度として算定でき る。ただし、医学的な必要性から一連の治療につき2回以 上算定する場合においては、その詳細な理由を診療報酬明 細書の摘要欄に記載すること。
 - ウ COVID-19 と診断された患者(呼吸不全管理を要する中等症以上の患者を除く。)の重症化リスクの判定補助を目的として、血清中のTARC量を測定する場合は、一連の治療につき1回を限度として算定できる。

 $(7) \sim (15)$

D016~D025 (略)

第2款 (略)

第3節~第4節 (略)

第4部~第12部 (略)

第13部 病理診断

 $1 \sim 9$ (略)

第1節 病理標本作製料

N000~N005 (略)

N005-2 ALK融合遺伝子標本作製

(1) ALK融合遺伝子標本作製は、ALK阻害剤の投与の適応 を判断することを目的として、FISH法により遺伝子標本 作製を行った場合に、当該薬剤の投与方針の決定までの間に $(1)\sim(5)$ (略)

(6) 「18」のTARCは、以下のいずれかの場合に算定できる。

ア アトピー性皮膚炎の重症度評価の補助を目的として、血 清中のTARC量を測定する場合に、月1回を限度として 算定できる。

(新設)

<u>イ</u> COVID-19 と診断された患者(呼吸不全管理を要する中等症以上の患者を除く。)の重症化リスクの判定補助を目的として、血清中のTARC量を測定する場合は、一連の治療につき1回を限度として算定できる

 $(7)\sim(15)$ (略)

 $D016 \sim D025$ (略)

第2款 (略)

第3節~第4節 (略)

第4部~第12部 (略)

第13部 病理診断

 $1 \sim 9$ (略)

第1節 病理標本作製料

N000~N005 (略)

N005-2 ALK融合遺伝子標本作製

ALK融合遺伝子標本作製は、ALK阻害剤の投与の適応を判断することを目的として、FISH法により遺伝子標本作製を行った場合に、当該薬剤の投与方針の決定までの間に1回を限度と

1回を限度として算定する。

(2) FGFR 2融合遺伝子標本作製は、治癒切除不能な胆道癌 患者を対象として、FGFR阻害剤の投与の適応を判断する ことを目的として、FISH法 (Break-apart 法) により遺 伝子標本作製を行った場合に、本区分のALK融合遺伝子標 本作製を準用し、「希少疾病等の検査に用いるものとして配 慮が必要な体外診断用医薬品に係る技術料の設定方法」に基 づく係数 120/100 を乗じ算定する。なお、当該薬剤の投与方 針の決定までの間に1回を限度とする。

 $N005-3\sim N005-5$ (略)

第2節 (略)

第14部 (略)

第3章 (略)

して算定する。

(新設)

 $N005-3\sim N005-5$ (略)

第2節

第14部 (略)

第3章 (略)